

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		防火対象物の定期点検報告制度の特例認定
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 8 条 の 2 の 3 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 根拠条項(消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項各号、消防法施行規則第 4 条の 2 の 8)の規定上明らかであるため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		「特例認定に係る事務処理要領」に標準処理期間を定め、運用している。